

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和五年埼玉県告示第三百六十四号（和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 件名

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十一日（金） 十時から十二時まで

和光市坂下公民館 別館二階 視聴覚室

イ 令和五年四月二十一日（金） 十三時から十五時まで

板橋区下赤塚地域センター 第二洋室・第三洋室

ウ 令和五年四月二十一日（金） 十六時から十八時まで

練馬区立光が丘体育館 会議室

エ 令和五年四月二十四日（月） 十時から十二時まで

朝霞市役所 一階 一〇一会議室

オ 令和五年四月二十四日（月） 十三時から十五時まで

埼玉会館 四C会議室

カ 令和五年四月二十四日（月） 十六時から十八時まで

戸田市役所 五階 五〇三会議室

三 都市計画決定権者の名称

和光市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため